

令和4年度世田谷区農業委員会活動計画

1. 会議の開催

農業委員会等に関する法律第6条に定める所掌事項を迅速に処理するため、毎月総会を開催します。

2. 農地の保全・管理

農地の利用状況を日常的に把握するとともに、9月～10月を農地管理推進月間として設定し、生産緑地地区に指定された農地、特に相続税納税猶予制度適用農地の重点的なパトロールに取り組み、制度の趣旨を損なうことのないよう適正な管理を指導します。

3. 地域農業の確立

都市農業の先端にある世田谷農業を維持・発展させるため、世田谷産農産物のイメージアップと消費拡大等を目指した取り組みを区とともに進めます。

4. 農業のある地域づくりの推進

農業の多様な役割や魅力を消費者である区民に伝えるため、農作業体験や野菜・果物の収穫体験、また、農産物品評会、農業祭、花展覧会等に積極的に協力します。

5. 農業団体との協力

農業者の地位を高めるとともに農業振興を図るなどの農業委員会活動の推進のため、JA等農業団体との協力関係を進めます。

6. 農地情報の整備

8月1日付農家基本調査を実施し、農家・農地情報を農家基本台帳に反映させ、農業者が必要とする各種証明発行時の基礎資料等に活用します。生産緑地地区情報については都市計画課とデータを共有し、適切な情報管理に努めます。

7. 認定・認証農業者制度の推進と支援

国の制度である認定農業者と区独自の制度である認証農業者を今後の区内の農業振興における牽引役と位置づけ、積極的に支援していきます。

8. 農地法や新たな農地制度等の周知

農地法に関する手続き及び特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法等、新たな農地制度について、農家への周知、啓発に努めます。

9. 農地保全の取り組み

都内他自治体、他農業委員会及び他関係行政機関との連携を強化し、農地保全に向け、一層取り組みます。